

制度経路依存から解釈した住民組織

一、 制度分析

- 1 はじめ
- 2 歴史的制度分析
- 3 制度経路依存論
 - 3-1 経路依存と住民組織
 - 3-2 制度変化の過程における経路依存

二、 実証分析

- 1 江戸時代、明治期における住民組織
- 2 町内会・部落会への包含
- 3 戦争、非常時局と町内会・部落会の変質
- 4 戦後住民組織の継続

三、 結び

一、 制度分析

1 はじめ

日本の住民組織として我々が幅広く認識している町内会・部落会に関する既存研究によれば、これらの起源が前近世社会まで遡っている。その観点からみれば、住民組織という制度の寿命が非常に長いとのことでもある。その現象を、本稿においては町内会・部落会という住民組織の起源とその後の継続を経路依存論に依拠して検討する。

2 歴史的制度分析

制度変化において歴史的な考察が必要な要因：

- 1) 「制度変化は、性質上非常に遅く緩慢であるので、それらの変化を知覚するためには歴史的に遡る必要がある」からである」(ノース1994：7)。
→ 現在の住民組織である町内会・自治会の変化過程、ないし経過を検証するためにはその住民組織制度の歴史的な分析が一つの鍵となることである。それらの変化をみることは、過去における住民組織の制度がいかなる要素にによって継続され、現在まで存続していたのかを確認する上でも重要である。
- 2) 過去の制度と現在の制度との相互関係に関する議論は、制度変化と経路依存との関係において重要な要点でもある。「(中略)、過去から受け継がれた制度的要素と技術的に実現可能な選択肢との間にある基礎的な非対称性を含意する。その基礎的な非対称性によって、過去の予想、規範、組織は新たな状況における初期設定となり、そのことを通じて新しい制度に影響

を与えることとしている。即ち、代替的な新しい制度の選択肢から1つを選ぶ過程で、過去の制度的要素が初期条件の一部になっているとのことである。(中略)」(グライフ2009：163－175)。

→ 明治政府の封建的な制度及び体制を廃止し、近代国家建設過程の一環として、近代的な地方制度改革が行われ、住民組織制度として五人組・十人組を取り入れた事例や、1920年代の東京都における行政政策として町内会が取り入れられた事例など、町内会・部落会の制度変化の過程においても言える。

3) 制度はある部分において不連続的に、又は典型的には徐々に変化するが、それはインフォーマルな諸制約が社会に組み込まれている。またフォーマルな制約は政治的ないし司法上の決定の結果として即決に変化するが、習慣、伝統、そして行為コードに具体化されたインフォーマルな規定は計画的な政策にそれほど影響されない。これらの文化的諸制約は、過去を現在と将来に結びつけ、さらに歴史的変化の経路を説明するための手掛かりも提供する(ノース1994：7)。

→ 日本社会においてすでに組み込まれている五人組の機能を拡大・強化された町内会・部落会が持っているインフォーマル的な性格の受容乃至需要、或いは両者とも(コストの減少・適切性)のためでもであると予測できる。

3 制度経路依存と住民組織

3-1 経路依存

経路依存過程には「歴史的因果関係(historical causation)」が典型的に現れていて、それは、ある時点の事象や過程が引き起した力学で、その当初の事象や過程が繰り返されなくても再生産される、という因果関係を指すとのことである¹(ピアソン2010：14)。

1) 経済学の自己強化(正のフィードバック)；住民組織制度変化解釈の可能性

：アーサー(2003)はフローレンス大聖堂の時計をモデルにして、収益逡増による正のフィードバックを説明²。

→ ランダムな経済事象がある特定の経路を一旦選定すると、その選択は代替的な選択肢の利益とは無関係に固定化(ロックイン)されてしまうことである。

→ 住民組織制度より解釈

① いくつかの住民組織制度を提示し、そのうちある制度が特定され、政府においても住民においても選ばれ、時間の経過とともに高い比率で選択されるようになれば、その制度を選ぶ利得(取引費用の削減など)は上昇する。言い換えれば、選ばれた制度は時間が経過するにつれて累進的に硬直化し「ロックイン」されていくのである。そして、歴史の力学によって経路依存性をもつことになる。

② 異なる地域における歴史的に継続しているある制度に関しても同様の説明は可能である。従って、これらの議論から日本と韓国の両国における住民組織制度の比較研究は勿論、さらに、日本、韓国、台湾の3ヶ国における住民組織制度を比較することでその可能性は広まると推測

¹ この内容に関してピアソンはアーサー・スティンチコムの「歴的原因」(historic causes)という概念に依拠しており、経路依存論の説明にも強調している。それは、「歴的原因とは、何らかの初期事象や初期課程が特定の帰結を生み出すと、その後は当初の事象・過程が生じていないときでも時間の経過とともにその帰結が再生産されることを意味する」ことである(ピアソン2010：23)。

² その趣旨とは、時計文字盤のデザイン競合によって、一種類の文字盤の製造が多くなることにつれ、人々はその文字盤の読みに慣れて結局にはその提示された文字盤が通用されるようになる議論である(ブライアン・アーサー著、有賀祐二訳(2003)『収益逡増と経路依存－複雑系の経済学－』多賀出版、p、8)。

できる。

2) 政治学に接目した自己強化(正のフィードバック)

- ①政治の特徴を考慮し、経路依存の議論に修正を加える必要がある。それは、経路依存論が政治分析の時間的射程を引き伸ばすことを正当化し、ある共通の政治環境において安定と変動の両方を生じさせる原因について有力な仮説を打ち出すことに助力する³(ピアソン2010: 24-25)。
- ②政治学が経済学より複雑さをもって不透明である点⁴をは、経済は政治よりそれらの過程が単純明確に把握できる⁵ことで、帰結も予測されうる特徴を持っている一方、政治過程は明確に把握できるものもあれば、その中身は複雑及び不透明状況のため、簡単に把握できないものもあるので、帰結は予測不可能である場合も包含している。

3-2 制度変化⁶過程における経路依存と住民組織

制度変化の特徴は、制度改良、すなわち、全く新しい制度を創設するのではなく、機能しなくなった制度を補強する試みにある。そのような補強は、制度を再び自己実現的にするために、既存の要素を少し変えたり、新しい要素を取り入れる形をとる(グライフ2009: 169)。

1) 本稿で持つ住民組織制度の自己強化力学による経路依存に関する理論枠組

- ①タイミング・適切な選択：住民組織制度発展過程で見られる経路依存は特定アクターに対する政治的権力配分過程で見られる経路依存とは相違点がある。権力配分においてはゲーム理論の合理的選択による自己強化である反面、制度発展過程での自己強化はタイミング⁷、つまり社会環境変化の下での適切な選択である(歴史的因果関係、硬直性、非エルゴード性)。
- ②交換コストの削減・安定性：新しい制度へ切り替えるコストの節減による選択である。つまり、新しい経路への切り替えは不確実性を内包しているため、高い費用を払うまで新経路を求めてない。

住民組織制度という制度が採用されたのは、ある事象の生じたことより五人組、十人組制度へ帰結されると、その後は当初の事象が生じていないときでも時間の経過とともにその帰結が再生産される。さらに、政治現象の下で自己強化過程が働いている状況の一つであるタイミングで、時間の経過とともに住民組織制度の機能及び役割によって日本国内の政治変化と戦争など複数の事象のタイミングが自己強化させていたのである。

また、住民組織制度が機能的に適切なものとして認識されたからであって、ある事象が起こった時点で住民組織制度の効率の良さが考えられたからでもある。これはある事象の発生時期

³ その例として「時間的順序に基づく仮説を検討する必要性(事象や過程の配列の違いが帰結の分岐を説明する要点になりうる可能性)を浮き彫りにするし、原因と結果を同時にではなく時間差を経て生じる場合も考慮に入れる必要があることを示唆する」と提示している；ピアソン2010: 24-25)。

⁴ 詳細な内容は、(ピアソン2010: 47-48)参照。

⁵ 「アクターは自分の欲しいものを知っていて、それを手に入れようと努め、その実現に自身があるという、有用かつ妥当な前提に基づいている。企業は、利潤の最大化を求めるものであり、そのパフォーマンスを測る尺度はある程度単純明快である・・・経済的環境の特徴は、観察可能で明確に推量化可能な指標を持つ。労働者は企業が提示する賃金と労働条件について詳細な情報を得られるし、消費者も市場に対して賢く振舞うことができる。選択とその帰結の関連は通常は明確である。・・・」(ピアソン2010: 47)。

⁶ ここでいう制度変化とは、時間の経過とともに制度が発展(進化)していくことを含意している。

⁷ ここでいうタイミングは、自己強化過程が生じている状況での政治現象の特徴の一つである(ピアソン2010: 56)。それは、ある事象がいつ生じるのが重要で、制度配列の前の時点の方が後の時点よりかなり重要になることである。詳細な内容はピアソン(2010)、第2章(pp, 69-101)を参照されたい。

に新しい制度を作り出す費用を削減することにも効率的である。さらに、単純な社会におけるインフォーマルな制約から複雑な社会へ移り、社会の複雑性及び多様性の増大は諸制約のフォーマル化の収益率を高める(ノース1994: 62)。

2) 比較研究における制度変化： 変化の方向変数

- ①日本と韓国には類似する住民組織が同時代において存在し、継続していた。その役割及び機能はある時期においては概ね同様であったが、その違いが見られるのが終戦後である。
- ②住民組織の制度発展の変数としては、政策改革、政治体制、自然災害、人口移動、社会秩序混乱及び不安定の時局(革命、戦争など)などがあげられる。
→具体的な例) 具体的例として、日本統治期に組織されていた愛国班という住民組織は韓国において解放直後、米軍占領下で社会の秩序が完備されていない状況下で食糧配給の問題を解決するために、行政の末端組織として住民組織に関する制度はもっと強化されていたのである。その一方、日本ではGHQの命令によって町内会・部落会、隣組は廃止される状況下で、新生活協同体という新たな名称でその働きを続けていたのである。

二、 実証分析：住民組織制度実施

1 江戸時代、明治期における住民組織 : 五人組、十人組

1) 江戸幕府成立前後：農村社会を根本とする封建体制維持 → 住民総括統制目的として五人組、十人組採用⁸。これらの住民組織は「連座的性格」をもち、江戸中期にはその機能が拡大⁹され、農民共同生活においても適応される。

2) 五人組・十人組が持つ本来の機能：(資料参照)

→インフォーマル的な制約(習慣、行為コード)を、法令として定めても定めなくても人々の生活のなかで習慣的に身に染み込まれていくことである。そして、ある意味においては文化として引き続けていくのである。この視点に関してはノースのインフォーマル的な制約がもつ過去と現在と将来を結びつける影響と経路説明の鍵としての役割が確認できる。さらにここで明らかな点として、江戸時代における五人組、十人組は従来の役割の一部分が強調されて活用されていたことである。

3) 明治期(1868年～1912年)における五人組

①近代国家建設過程中、幕藩体制を始め、中央集権国家建設方針の下で、安定的な行政機構を模索制度変革を行っていたが、明治最初の何年間は江戸の民治方針が継続していたため、五人組制度も存続されていた¹⁰。当時の五人組の内容は江戸時代と変わらなかったが、最後の

⁸ 諸奉公人、侍は五人組、下人は十人組の組織を設け、相互監視し、悪逆のものあれば告発するように定めていた(西村精一『五人組制度新論』岩波書店刊行、1938年、pp, 40-42; 石川謙著・教育科学研究会編輯『五人組から隣組へ』西村書店、1940年、pp, 46-48; 穂積陳重『五人組制度』法理研究会、1902年、p, 5)。

⁹そこで、当幕府は、不審なる者に宿を貸しではいけず、怪しい者がいればその人との関係が親類者であるにも関わらず、当地域の庄屋五人組まで申告するように定めている(西村精一1938: 42)。これは本来の目的である戸籍管理による徴税・徴兵の機能から分岐された機能であると推測できる。

¹⁰ 当時、各地の地方官庁は「郡中制法」と称する五人組法規を一般に配布していた(西村1938: 67-68)。

項目内容が変わっていたといえるか、もっと強化されていた¹¹。

②五人組の潜在：西欧の地方制度の導入過程において、行政事務遂行及び経費の負担に関わる財源の制約で町村の合併が必要の背景下、五人組制度はフォーマル的な様式からは一時的に見えなくなるが、現実的には当時の地方において継続していたのである。

③五人組の復活：潜在的であった五人組が再びフォーマル化される時期が明治40年代に入ってからである。政府は明治42年、43年ごろ各地の五人組制度の沿革を調査する¹²。

→要因：①西欧の地方制度に倣って導入した町村制が日本の農業社会の実情とは合わず、五人組のような補助機関を必要としていたことである。②「隣保団結の旧慣」を尊重し、旧来の村落共同体的秩序を基礎として公共的自治体の樹立を図る¹³。

→具体的例) 日露・日露戦争以降、地方改良運動が展開していく¹⁴なか、総力戦遂行・戦後経営推進による「国家に対する責務」と、行政村・部落・組を通じての地方自治振興のため、住民の積極的な公共行政への協力が行われた¹⁵。そして、その中心にあったのが生活協同体の「部落・組(隣組=五人組)」である。さらに大正期から昭和の初期にかけて、農村の大恐慌による農民生活改善及び国民精神作興などによって、全国各地に数多く五人組制度が復活される¹⁶。

→ 明治政府は新しい立憲国家建設に志を持って、国の末端まで行政区域を定めることで、地方制度の整備は行われた。その過程で「五人組・十人組」は、一時的に制度上からは見えなくなっていたが、実は潜在的に社会の全般にその機能は継続されていたのである。そして、戦争という事象が生じたことで再び文字化されたのである。江戸から明治にかけて五人組、十人組が存続していたのは、ある事象が生じるタイミングの配列とコスト削減によって適切選択され、強化されていたことと、その住民組織がもっていた機能の必要性により、当時農村社会においては生き生き存在しており、活動されていたことがわかる。

2 町内会・部落会への包含

1910年代から1930年代まで、日本農村社会には継続的に五人組制度は存続していたのである¹⁷。同時に、東京の地域においては、いくつかの社会事象の下で町内会(町会¹⁸とも呼ぶところ

¹¹ これに関して西村は明治元年3月の五箇条御誓文の御精神を五人組法令に取り入れたものと指摘している(詳細な内容及び原文は、西村1938: 67 を参照したい)。

¹² 西村1938: 72。

¹³ 衛生組合、消防組は町村行政機関から一応独立したものであったが、日露戦争を契機に地方自治体強化政策実施によって、各府県で知事、郡長の町村に対する指揮・監督が強められた(大石嘉一郎(1990) 前掲書、pp, 145-162)。

¹⁴ 日清戦争から日露戦争にいたる1900年代は、日本資本主義の確立期であると同時に、帝国主義への転化期であり、かつ、戦後経営の財政補助が求められた(大石嘉一郎1990: 117、160-171); 玉野和志(1993)『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社。

¹⁵ 村内融和、長老尊重、政争排除、勤勉力行がはかられ、実践的には、兵事行政のための在郷軍人会・軍人遺族保護団体・愛国婦人会、税務行政のための納税組合・貯蓄組合、勸業行政のための農会・実行組合・産業組合、教育行政のための学童保護会・夜学会などの多数の行政補助組織、さらに報徳会・戸主会・青年会・婦人会等の教化組織が、部落・組を基礎として全村的につくられた。それは、官僚的行政と行政村の自治能力の強化を支えるものとして積極的に用いられた(大石嘉一郎1990: 164)。

¹⁶ 西村(1938)前掲書、pp, 72-75。

¹⁷ 西村1938: 116-169 を参照されたい。

¹⁸ 町内会・部落会という名称に関する確実なルールはなく、各々の地域によって任意的に定めていることが分かる。そのため、町内会はある地域においては町会などの名称になっているところもある(自治大学校編『戦後自治史 I

もあるが、本稿においては町内会と総括する)が設けられ、その町内会が本来五人組が持っていた機能を果たしていたのである。さらに、五人組機能は既存の機能に時代情勢に合わせた機能が加減され、多様化されていた(資料 表1、表2、表3の機能の内容を参照)。

1) 大正期の東京における町内会・部落会の活用：都市化による多様化された地域に頭角を現す。

- ①政治的要請：1914年(大正3)第一世界大戦と1917年(大正6)のロシア革命による戦争参加、1912年(大正元年)労働組合結成をはじめ、1913年(大正2)から起きた民衆運動、1919年(大正8)から1920年(大正9)にかけて普通選挙運動が全国大衆運動として盛んで、1925年(大正13)の普通選挙制度実施による政党・政治家の有権者拡大の対応¹⁹。
- ②行政的要請：1920年代に東京において帝都改造の事業を完成するため、後藤新平による町内会設置が本格化する²⁰(資料、表3)参照)。当時、大坂の五人組による運営が影響を与える。本来日本社会に存在していた五人組がもつ機能をモチーフとしてもっと近代化(組織化)された住民組織である町内会に取り組んでいたと推測できる(資料、表2、表3、を参照)。
：1923年(大正12)9月の関東大震災発生以降、東京市内における町内会激増(資料、表4参照)。

2) 昭和に入ってから、東京における町内会は綿密的に設置される：

- ① 町内会・部落会の連携：1935年(昭和10)、選挙粛正運動²¹が全国的に展開される。その選挙粛正運動の実行組織として、部落は都市における町内会とともに役割を果たす。
- ②昭和14年(1939)には東京市全町(丁目)数2,454に対し、町会は2,461で大体1町(丁目)に1町会が結成されていることが分かる²²。

3 戦争、非常時局における町内会・部落会機能の変化

- 1) 町内会・部落会及び隣組の整備：昭和12年(1937)には、日中戦争の勃発・拡大により、国策の浸透徹底と国民生活の安定確保をはかる基礎的団体として、また、国民運動の地域実践組織として、町内会・部落会の機能を拡充し、活用する傾向が現れてきた。
→ 国家の権力機構は弛緩し、経済は混乱し、社会が不安に漲る時、解決の道として国民の相互扶助以外には考え難いからである。

2) 大政翼賛会と町内会・部落会及び隣組(五人組)：内務省は、昭和15年(1940)9月11日附の官

(隣組及び町内会、部落会等の廃止)』1960年、p, 6。

¹⁹ 田中重好「町内会の歴史と分析視角」、倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』、ミネルヴァ書房、1990年、p p27-55；西村(1938)の参考文献によって、ここで提示された「有志団体」と五人組との関連性を濃く感じる。

²⁰ 後藤は、東京に比べ大阪は自治的精神の發揮が著しいとあげ、その原因を同状況下での江戸の例を挙げながら、最下級の自治体である五人組を基礎とする厳格な組織編制のもと、相互扶助と連帯責任性が徹底しており、しかもその運用が、道徳倫理に基づき人情に発する儀礼によって円滑に行われていた点を導く。また、こうした組織の設置には費用がかかるのだが、設置されれば市は複雑な事務をすべて下級自治体に委ねて、全市の利害に関する問題にのみ専念できるので、帝都改造という大事業の完成にも貢献すると結論している(竹中英紀「東京市長・後藤新平と町内会 -1920年代「市民総がかり市政」の展開-」、東京市政調査会『後藤新平・「大風呂敷」の実相』、都市問題 vol. 98 No. 9, pp,119-131)。

²¹ 選挙観念の普及徹底、悪質犯罪の防除などである(自治大学校編(1960)、前掲書、p, 1)；

²² 東京都総務局行政部政課『町会自治会等実態調査報告書』昭和31年3月、p, 45。

報で、全国に隣組と常会の結成を訓示する²³。

→非常時局における政府の国民統括を求め、国民との緊急連絡を保つため、隣保班(隣組)を組織する。隣保班は、町内会・部落会の下に10戸内外の戸数よりなるもので、その組織に当たっては五人組、十人組の旧慣中重要な機能はなるべく取り入れることを指示している²⁴。
→戦争により行政事務の煩雑となるにつれて、政府は行政事務の一部を町会・隣組(五人組)に委託したのである。

3)食料などの配給事務取組織としての町内会・部落会(戦時下、国民消費経済)：戦争の長期化のなか、国民の経済生活確保が緊急事項となり、政府の徹底的なコントロールが入る(当時の新聞資料参照)。

4)以上の過程において確認できる点

①住民組織制度の継続は制度発展過程でのタイミング、つまり社会環境変化の下で生じられた適切な選択であったことがわかる。

②新しい制度を作り出すコストを節減するために、従来より継続している隣組である五人組が持っていた機能を町内会・部落会の機能に加減した²⁵選択であった。

→隣保団結精神を吹き起こせ政治及び経済における徹底的な統制を行うことを目的。
ここで喚起して起きたい点がある。一つは隣組措置による組織の微粒子化である。もう一つは、五人組・十人組の経路依存による制度の自己強化である。

4 戦後住民組織の継続

1)継続される町内会・部落会の背景：終戦後、GHQの占領下で非軍事化、民主化に傾ける政策実施 ← 戦前の日本のイメージを変える →具体化するため、新法制度制定による戦前・後の断絶が生じた²⁶。しかし、全ての構造において断絶が行っていたのではない。統治機構の一部と支配エリートは継続 → その一例が住民組織の存続である。

2)事後的継続：1947年(昭和22)1月22日、日本政府は内務省訓令第4号で隣組、町内会・部落会、そしてその連合会の廃止を命じる²⁷が、その前に内務省の報告書提出→ 当時食糧配給において重要な隣組制度を維持するための必要性、現在は日本古代からの隣保共同生活のための自治的組織であると報告していた²⁸。

③存続：廃止措置がなされる前に、内務省は連合総司令部の民生局(GS)との交渉によって3月4日発信する内務省次官通牒「町内会・部落会等の措置について」と、地方局総務課長通知「町内会・部落会等の措置の実施について」で町内会・部落会の機能とそれらに変わる任意

²³ 自治大学校編(1960)、前掲書、p, 6 ; p, 2 ; 石川謙(1940)、前掲書、p, 12。

²⁴ 原文は、内務省訓令第十七号、自治大学校編(1960)、p, 4 を参照。

²⁵ 内務省訓令十七号にもどり、その訓令による町内会、部落会の整備要領目的をみると、①隣保団結精神を強調し、万民翼賛の本旨に準じて地方共同の任務を遂行する、②国民の道徳的錬成と精神的団結をはかる基礎組織とする、③国策を全国民に透徹させ国政の円滑な運用に役立たせる、④国民経済生活の統制運営と国民生活の安定上必要な機能を発揮させる、とのことである(自治大学校編(1960)、前掲書、pp, 2-3)。

²⁶ 五十嵐仁『戦後政治の実像 —舞台裏で何が決められたのか—』小学館、2003年。

²⁷ 高木鉦作『町内会廃止と「新生活協同体の結成」』東京大学出版会、2005年、p, 3。

²⁸ 自治大学編『戦後自治史Ⅰ—隣組及び町内会・部落会等の廃止—』1960年、pp, 27-29。

団体を提案している²⁹ → 民主的・地域団体としての性格を持つ「新生活協同体(組合)」
 → しかし、現実では行政と市民にとって町内会は必要不可欠な存在であったため、終戦後にもそれらの存在は継続しており(食料配給の問題、新聞資料参照)、その機能を生かした日赤奉仕団、文化委員会、教育会などの形で多くの都市で事実上存続していたのである³⁰。

三、 結び

歴史の変化のなかで住民組織は政府の代わりに住民一人一人に当たって、必要な行政を行ったり、社会生活全般に関わる活動を行ってきた。その機能は、従来より多機能的であったものの、ある事象の発生により強化されたり、拡大されつつあった。つまり、町内会・部落会の住民組織は、激動時間のなかで次々と必要・選択されていたのである。

最初に用いられた五人組制度は、農村社会における相互扶助の精神を基に、近代化されつつある国家(政府)によってその必要性は制度として固定化(ロックイン)されていた。そして社会の多元化、民主化によって自律をもった住民自治組織として自己強化されていたのである。

言い換えれば、住民組織制度は、歴史的变化の時期を経験するとともに社会的事象によるタイミングと配列によって発展(進化)することで強化されてきたことがわかる。

しかし、その強化は、政治体制(政治の近代化と民主化)によるタイミングと配列によっても違う方向をも見せると考えられる。具体例として、終戦後日本と韓国は、最初は両国とも米軍による占領時期に入る。しかし、両国に対する米軍の政策はそれぞれ違って、その後の両国の社会環境や政治体制は異なっていく。それらの事象によって住民組織の活動及び性格も異なる結果になるのである。ここで両国における住民組織の方向変化の内容を図で表すと以下の通りである。

例の図1)

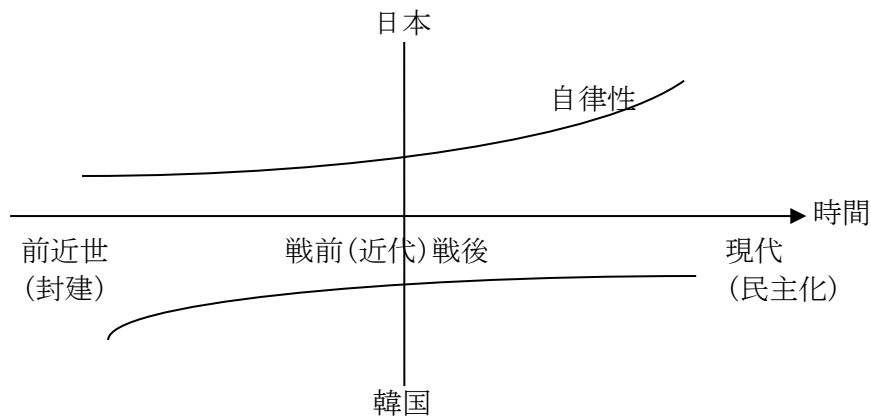


表1] 戦後の日・韓社会比較

終戦後～90年代の状況	韓国政府	日本政府
	南・北の分立及び対立	統一を目指す
	有力指導者らの分解・イデオロギー対立	米・日共同政策志向
	政治・経済及び社会秩序不安定	経済発展、政治・社会秩序安定
	愛国班・国民班、班常会などへの改称	自治会(住民自治組織として自律性強調)

²⁹ 高木鉦作2005：5-6：131-137。

³⁰ 岩崎信彦・高木正朗・吉原直樹『町内会の研究』お茶の水書房；吉原直樹著『アジアの地域住民組織』御茶の水書房、2000年。